

新型コロナウイルス感染症対策

支援制度のお知らせ

2020年5月1日 豊岡市新型コロナウイルス感染症対策本部発行（第3号）

※この支援制度は4月30日現在のものであり、調整中のもも含まれておりますので最新の情報については市のホームページでご確認いただくか、各問合せ先へご相談下さい。

市役所 ☎ 23-1111（代表番号）

市民のみなさまへの支援制度

給付 (もらえる)	全ての市民の方へ一人10万円を給付	⇒	①特別定額給付金 へ
	子育て世帯へ1万円を給付	⇒	②子育て世帯への臨時特別給付金 へ
	児童扶養手当等受給世帯へ3万円を給付	⇒	③緊急支援給付金 へ
	感染して労務に服することができない人	⇒	④傷病手当金 へ
	住居を失った・失うおそれがある人	⇒	⑤住居確保給付金 へ
貸付 (かりる)	収入が減って家計の維持が難しい	⇒	⑥生活福祉資金特例貸付 へ
軽減	国民健康保険税が払えない	⇒	⑦国民健康保険税の減免 へ

事業者のみなさまへの支援制度

給付 (もらえる)	売上が大きく減少した事業者	⇒	⑧持続化給付金 へ
	県の休業要請に応じて休業した事業者	⇒	⑨休業要請事業者経営継続支援金 へ
	大型連休期間中に 市の要請に応じて休業した事業者	⇒	⑩休業要請協力金 へ
	創業して間もない方	⇒	⑪創業初期事業者支援給付金 へ
	雪不足の影響も受けた神鍋地域の事業者	⇒	⑫神鍋地域事業継続支援給付金 へ
	休業を行いながら雇用も維持する事業者	⇒	⑬雇用調整助成金 へ
	国の雇用調整助成金を申請した事業者	⇒	⑭緊急雇用維持助成金 へ
	子どもを持つ従業員がいる場合	⇒	⑮学校休業等対応助成金 へ
	子どもの世話で契約の仕事ができなくなった個人事業者（フリーランス等）	⇒	⑯学校休業等対応支援金 へ
貸付 (かりる)	事業者への特別貸付	⇒	⑰特別貸付（日本政策金融公庫） へ
		⇒	⑱兵庫県感染症対応資金 へ
	農業者や漁業者への利子補給	⇒	⑲豊岡市対策融資制度 へ
		⇒	⑳農業者・漁業者利子補給 へ
軽減	固定資産税が払えない	⇒	㉑固定資産税の軽減措置 へ

相談・その他

猶予 (支払延長)	上下水道料金の支払いが困難	⇒	◇上下水道料金の支払猶予 へ
	市営住宅の家賃支払いが困難	⇒	◇市営住宅の入居・家賃の相談 へ
	介護保険料の納付が困難	⇒	◇介護保険料の徴収猶予の相談 へ
	税金が払えない	⇒	◇納税の猶予の相談 へ
	奨学金の返還ができない	⇒	◇奨学金の返還猶予 へ
その他	奨学金を貸して欲しい	⇒	◇奨学生緊急追加募集 へ
	雇用調整助成金制度が難しい	⇒	◇制度説明会・個別相談会 へ

市民のみなさま

①特別定額給付金 問合せ) 総務課 ☎ 23-1116

- ・ 1人あたり10万円を給付
- ・ 5月末までに、受給権者(世帯主)宛に申請書を郵送

※就業環境の変化による経済的影響を受けやすい者(ひとり親家庭等)を対象に、先行して申請受付を行います。

※申請期間等の詳細は、決まり次第、市のホームページ等でお知らせします

- ・ 対象者: 基準日(4月27日)において、住民票のある人
- ・ 受給権者: 世帯主
- ・ 申請方法: 郵送申請またはオンライン申請
- ・ 申請期間: 5月下旬から3か月間
(注) オンライン申請について
- ・ 政府のインターネットサイト「マイナポータル」から申請できます。
- ・ 詳しくは、「マイナポータル」でご確認ください。

②子育て世帯への臨時特別給付金 問合せ) 市民課 ☎ 21-9015

- ・ 4月分の児童手当の受給者(特例給付者は除く)に、対象児童一人あたり1万円を給付
- ・ 振込日: 6月15日(月)

③児童扶養手当・就学援助費受給世帯に対する緊急支援給付金

問合せ) 社会福祉課 ☎ 24-7031、こども教育課 ☎ 23-1451

- ・ 支給額: 一世帯 3万円
- ・ 対象世帯: 4月分または5月分の児童扶養手当受給世帯、4月30日時点での就学援助費受給世帯
- ・ 支給方法: 各手当等で使用している口座へ振込 ※申請は不要
(注) 生活保護費受給世帯を除く

④国民健康保険及び後期高齢者医療加入者への傷病手当金 問合せ) 市民課 ☎ 21-9061

- ・ 対象者: 感染療養のため労務に服することができない期間、給与の全部または一部を受けることができなくなった方

⑤住居確保給付金 問合せ) 社会福祉課 専用ダイヤル ☎ 21-9038 (5月7日開設予定)

- ・対象者: ①離職・廃業後2年以内の方
②個人の責に帰すべき理由によらないで休業等により収入が減少し、離職等と同程度の方
(雇用で就業されている方は、本人の責めによらないで勤務日数や就労時間が減少した方)
- ・支給要件: ①世帯の生計を主として維持している方
②誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
③自立相談支援機関の支援を定期的に受けること
※そのほかにも収入や預貯金等に関する要件があります
- ・支給額(上限): 単身世帯 32,300円、2人世帯 39,000円、3~5人世帯 42,000円
6人世帯 45,000円、7人以上の世帯 50,400円
- ・支給期間: 原則3か月(延長あり)
- ・支給方法: 市から家主等に直接振り込みます。

⑥生活福祉資金特例貸付 問合せ) 豊岡市社会福祉協議会 本所 ☎ 23-2573 城崎支所 ☎ 32-4503
竹野支所 ☎ 47-1423 日高支所 ☎ 42-0100
出石支所 ☎ 52-3024 但東支所 ☎ 54-0181

- ① 緊急小口資金
 - ・対象者 休業等による収入の減少で、一時的な生計維持のための資金を必要とする世帯
 - ・貸付上限 10万円以内 (要件に該当する場合 20万円以内)
 - ※緊急小口資金については、近畿ろうきんでも申込書類が受け取れます。
近畿ろうきんフリーダイヤル ☎ 0120-46-1999
- ② 総合支援資金 (生活支援費)
 - ・対象者 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
 - ・貸付上限 2人以上世帯: 月額 20万円以内 単身: 月額 15万円以内
 - ・貸付期間 原則3か月内
 - ※詳細は、豊岡市社会福祉協議会のホームページでご覧になれます。

⑦国民健康保険税の減免 問合せ) 税務課 ☎ 21-9045

- ・一定の条件を満たす世帯に対する国民健康保険税の減免を検討
- ※市の税条例の改正が前提となります。
- ※詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

事業者のみなさま

1 持続化給付金（国制度）

問合せ）中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎ 0570-783183
環境経済課 ☎ 23-4480

〔上限 法人 200 万円・個人事業主 100 万円〕

●対象者

2020 年 1 月～12 月のうちいずれか 1 カ月の売上が、前年同月に比べ 50%以上減少

※新規に開業された方に対する特例などがあります

2 休業要請事業者経営継続支援金（県・市制度）

問合せ）兵庫県経営継続支援金相談ダイヤル ☎ 078-361-2281

〔上限 法人 30 ～100 万円・個人事業主 15～50 万円〕

※特定業種の場合は、法人 10～30 万円・個人事業主 5～15 万円

●対象者 次のすべてに該当

- (1) 2020 年 3 月 1 日以前に創業
- (2) 2020 年 4 月又は 5 月の売上が前年同月比 50%以上減少
- (3) 兵庫県の休業要請期間中、継続的に休業
- (4) 兵庫県休業要請対象施設に該当

3 休業要請協力金（市制度）

問合せ）環境経済課 ☎ 23-4480

〔定額 法人 30 万円・個人事業主 15 万円〕

●対象者 次のすべてに該当

- (1) 市独自の休業要請に該当する地域の施設
- (2) 市独自の休業要請の期間（4/29～5/6）の継続的な休業
- (3) 兵庫県休業要請事業者経営継続支援金の対象にならない方

4 創業初期事業者支援給付金（市制度）

問合せ）環境経済課 ☎ 23-4480

〔定額 30 万円〕

●対象者 次のすべてに該当

- (1) 2019 年 5 月～2020 年 4 月までに市内で創業された個人事業主・法人で、100 万円以上の初期投資等を行っている方
- (2) 国の持続化給付金の対象にならない方

5 神鍋地域事業継続支援給付金（市制度）

問合せ）日高振興局地域振興課 ☎ 21-9056

〔定額 30万円〕

●対象者 次のすべてに該当

- (1) 神鍋地域（太田、名色、万場、栗栖野、山田、万劫、稲葉、水口、東河内）に事業所がある事業者
- (2) スキー客減少で2019年12月～2020年3月のうちいずれか1カ月の売上が前年同月比30%以上減少
- (3) コロナの影響により2020年1月～12月のうちいずれか1カ月の売上が前年同月に比べ50%以上減少

6 雇用調整助成金（国制度）

問合せ）ハローワーク豊岡 ☎ 23-3101

・従業員の雇用を維持するための休業手当、賃金等の一部を国が助成

※国で雇用調整助成金の更なる拡充が検討されており、5月上旬に詳細が発表される予定

7 緊急雇用維持助成金（市制度）

問合せ）環境経済課 ☎ 23-4480

〔上限 100万円/社〕

●対象者

国の雇用調整助成金を申請された事業主

●対象期間

2020年4月1日～6月30日の間で実施される休業

●支給額

雇用調整助成金申請額に対して、最大で1/10相当額

8 学校休業等対応助成金（国制度）

問合せ）学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999

- ・対象者：学校の休校により、子どもの世話が必要となった保護者である労働者に、年次有給休暇とは別に特別の有給休暇を与える企業
- ・支給額：特別の有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額（**上限1人あたり1日8,330円**）

9 学校休業等対応支援金（国制度）

問合せ）学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999

- ・対象者：学校の休校により、子どもの世話が必要となり、契約した仕事ができなかったフリーランス等
- ・支給額：就業できなかった日について、**1日あたり定額4,100円**

10 新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）

問合せ）日本政策金融公庫豊岡支店 ☎ 22-4327

- ・対象者：次のどちらかに該当
 - (1) 直近1ヵ月の売上が前年又は前々年同月と比較し5%以上減少している事業者
 - (2) 業歴3～12ヵ月の場合等で、直近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している事業者
 - ①直近3ヵ月平均売上額
 - ②2019年12月の売上高
 - ③2019年10～12月の平均売上額
- ・貸付期間
 - (1) 設備資金 20年以内
 - (2) 運転資金 15年以内 } 元金据置 5年以内
- ・利率
中小企業 1.11%（借入当初から3年間は0.21%） 個人事業主 1.36%（借入当初から3年間は0.46%）
※ 売上が一定額減少した場合、借入後当初3年間は実質無利子
- ・担保：無担保

11 新型コロナウイルス感染症対応資金（県制度）

問合せ）兵庫県産業労働部地域金融室 ☎ 078-362-3321

- ・対象者：セーフティネット保証（4号、5号）、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主
- ・貸付期間：10年以内（据置5年以内）
- ・利率：0.7% ※ 売上が一定額減少した場合、借入後当初3年間は実質無利子
- ・担保：信用保証料が必要（通常0.85%又は1.05%）
※ 売上が一定額減少した場合、保証料の全額又は1/2減免

12 豊岡市新型コロナウイルス対策融資制度（市制度）

問合せ）環境経済課 ☎ 23-4480

- ・対象者：セーフティネット4号又は危機関連保証の認定を受けた市内事業者
- ・貸付期間：10年以内（据置1年以内）
- ・利率：0.7%（借入後当初3年間全額利子補給）
- ・担保：信用保証料が必要（通常0.8%又は0.9%）

13 農業者・漁業者に対する資金への利子補給

問合せ）農林水産課 ☎ 23-1127

① 美しい村づくり資金（農業者）

資金用途：運転資金
限度額：個人1,000万円、法人2,000万円
受付期限：2020年度末
貸付利率：当初3年間無利子（以降0.2%）
※利子補給後
据置期間：2年以内
償還期間：7年以内
担保・保証人：兵庫県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要

② 豊かな海づくり資金（漁業者）

資金用途：運転資金
限度額：個人1,000万円、法人2,000万円
受付期限：2020年度末
貸付利率：当初3年間無利子（以降0.02%）
※利子補給後
据置期間：2年以内
償還期間：7年以内
担保・保証人：全国漁業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要

14 固定資産税の軽減措置 問合せ) 税務課 ☎ 21-9046

- ① 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置
事業収入の減少幅に応じ、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を軽減

○ 軽減内容【令和3年度課税分に限定】

令和2年2月～10月のうち、任意の連続した3ヶ月間の 売上高等の対前年同期比減少率	軽減内容
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

- ② 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
- ・適用対象の拡充
 - ・適用期限が2年延長

※この市税の軽減については市税条例の改正が前提となります。

※詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

相談

◆ 上下水道料金の支払猶予 問合せ) 豊岡市水道お客さまセンター ☎ 22-5378

- ・対象者：離職や収入の減少、事業活動の縮小等、一時的に上下水道料金の支払いが困難な方

◆ 市営住宅の入居・家賃の相談 問合せ) 建築住宅課 ☎ 21-9018

- ・対象者
入居：解雇・雇止め等により社員寮等住居の退去を余儀なくされお困りの方
支払：現在、市営住宅にお住まいの方

◆ 介護保険料の徴収猶予の相談 問合せ) 高年介護課 ☎ 24-2401

- ・対象者：生計維持者が死亡、長期入院、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少した方
- ・猶予期間：最長1年間

◆ 納税の猶予の相談 問合せ) 税務課 ☎ 23-1118

- ・2月以降の任意の期間（1カ月以上）に収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した方
- ・無担保かつ延滞金なしで最長1年間納税の猶予
- ・個人、事業者（個人事業主を含む）共に対象

⑤奨学金の返還猶予 問合せ) 教育総務課 ☎ 23-1117

- ・対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により次の何れかに該当する方
 - ①急な収入の減少があった方
 - ②就職の内定を取り消されるなどで返還開始までに就職できていない方
- ・猶予対象：2020年度（2020年4月～2021年3月）の償還金

※電気代・ガス代・携帯電話料金・インターネット料金などの支払猶予措置は、それぞれの事業者へお問合せ下さい。

その他

⑥奨学生緊急追加募集 問合せ) 教育総務課 ☎ 23-1117

- ・募集期間：5月7日(㊦)
～5月29日(㊤)
- ・詳細は市ホームページ

対象：次の条件を全て満たす方

- ▶保護者が市内に1年以上居住している
- ▶人物、学力ともに優秀で、学校長の推薦がある
- ▶勉強意欲がありながら、経済的理由により修学が困難である
- ▶①高校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校・専修学校(高等課程)に在学、または②大学(短大含む)に在学している

貸与月額：①9,900円②44,650円 ※無利子

⑦雇用調整助成金制度説明会・個別相談会（参加無料） 問合せ) 豊岡商工会議所 ☎ 22-4456 豊岡市商工会 ☎ 42-4751

- ・社会保険労務士による雇用調整助成金の制度説明・個別相談
- ・参加費は無料
- ・商工会議所・商工会の会員・非会員に関わらず参加可能
- ・詳細は豊岡商工会議所、豊岡市商工会のホームページ又は電話問合せ

詐欺にご注意ください

問合せ) 豊岡市消費生活センター ☎ 21-9001

国民一人当たり一律10万円の特別定額給付金の支給に関して、詐欺が発生する可能性があります。豊岡市や総務省の職員が現金自動預け払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

また、特別定額給付金の給付のために、市の職員等が手数料の振込みを求めることも絶対にありません。

留守番電話機能を利用してください

ご自宅に不審な電話がかかっても留守番電話機能を利用してスピーカーから相手の声を聞くことにより、冷静に対応することができます。ご心配の場合は、ご自宅の電話機を留守番電話にしておくことをお勧めします。

不審に思ったり、トラブルにあった場合は、まず家族に相談し、近くの警察や、豊岡市消費生活センターに連絡してください。